

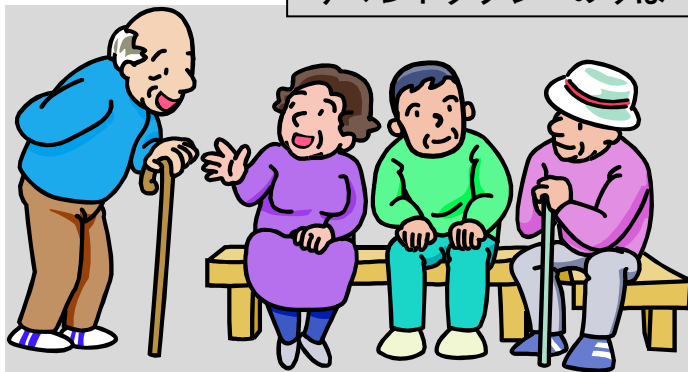
待合環境整備補助金

市では、デマンド(予約)型乗合タクシーの利便性向上を図るため、市内に店舗を有する事業者を対象に、待合所の改善・整備に係る費用の一部を助成いたします。

デマンドタクシーで来店されるお客様の満足度向上にも貢献できますので、ぜひ、この補助制度をご利用ください。



デマンドタクシーのりば



【補助金のねらい】

来店されたお客様が、デマンドタクシーでお帰りになるまでの待ち時間を快適に過ごしていただくために、店舗の内外に設置される「待合所」の改善・整備を推進する。

【補助の対象者】

次の要件を満たした方

- ①市内で営業
- ②店舗における売場等の面積が 300 ㎡以下

【補助の対象となる経費】

- ①椅子等の待合用備品の購入に要する経費
- ②待合所であることを表示するために要する経費
- ③待合所を確保するため改修に要する経費
- ④その他待合所の環境改善に要する経費

【補助金の額】

補助対象経費の2分の1（限度額 10 万円）

【お問合せ先】

〒669-3692 丹波市氷上町成松字甲賀1番地
丹波市役所 ふるさと創造部 ふるさと定住促進課
電話 0795-88-5360(直通)
Fax 0795-82-5448

詳しくは、

ふるさと創造部 ふるさと定住促進課
公共交通係 まで、ご連絡ください。